

岩手県監査委員告示第48号

包括外部監査人の監査の結果に関する報告の提出の公表（平成21年岩手県監査委員告示第14号）により公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により岩手県教育委員会から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成22年11月5日

岩手県監査委員 千葉 康一郎  
 岩手県監査委員 樋下 正信  
 岩手県監査委員 伊藤 孝次郎  
 岩手県監査委員 工藤 洋子

1 外部監査の種類

平成20年度に実施した地方自治法第252条の37第1項及び岩手県包括外部監査契約書第7条に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件（テーマ）

教育委員会所管の指定管理者制度導入施設及びいわて県民情報交流センターの管理・運営状況について

3 監査委員告示

平成21年3月6日付け岩手県監査委員告示第14号

4 岩手県教育委員会からの措置結果通知の内容及び受理日

平成20年度包括外部監査に係る措置について 平成22年10月13日

5 措置結果の内容

指摘事項	措置内容
<p>1 スポーツ施設に対する評価の未実施について</p> <p>「指定管理者制度導入施設の管理運営に係る評価について」（平成20年4月1日総務部管財課策定）によれば、「指定管理者の管理運営状況について履行確認と評価を行い、翌年度の6月末までに結果を公表すること」とされているが、スポーツ健康課所管の施設について平成19年度の管理運営状況の履行確認と評価を平成20年11月に実施していた。</p> <p>指定管理者制度はそのモニタリングが実施されてこそ導入の効果を測り、また、事後の更なる効率的・効果的な運営に資することができるものである。当該評価の実施が大幅に遅れたことは当該制度への認識が不十分であることの表れであり、指定管理者制度を形式上導入しただけと言わざるを得ない。また、指定管理者が財団法人岩手県スポーツ振興事業団でありこれまでと実態的には変わらず、評価についてもその認識が不足していたのではなかろうか。このような事態については猛省を促すものであり、今後タイムリーに導入の趣旨に沿い、適切な評価を実施する必要がある。</p>	<p>1 スポーツ施設に対する評価の未実施について</p> <p>平成20年度の指定管理者の管理運営状況について、平成21年6月26日に評価を終了し、スポーツ健康課のホームページに掲載した。</p> <p>以後、毎年度評価を実施し、ホームページに掲載している。</p>
<p>2 岩手県立図書館</p> <p>(1) 備品購入における手続の遵守について</p> <p>岩手県事務委任及び代決専決規則第3条によれば、</p>	<p>2 岩手県立図書館</p> <p>(1) 備品購入における手続の遵守について</p> <p>平成20年7月から是正し、適切な決裁者の決裁を行っ</p>

図書館において備品を購入する際の決裁権者は館長となっている。また、岩手県教育委員会代決専決規程第3条第2号によれば、決裁権者たる館長が不在のときは、第1順位者が代決し、決裁権者及び第1順位者が不在のときは、第2順位として館長があらかじめ指定する職員が代決すると定められている。平成19年4月から平成20年3月までの間に備品の購入は合計24回行われているが、館長が在館にもかかわらず、第1順位者による代決が1回、第2順位者による代決が19回行われていたことになり、規程が遵守されていない。これは担当者が購入金額の重要性から館長決裁不要と判断したことによることである。

このような状況をみると、一職員によって、不正な備品の購入が行われるおそれを否定することができない。備品は県民財産であり、備品の購入にあたっては、適切な決裁権者の決裁を経ることが必要である。

#### (2) 物品の管理について

図書館に保管されている主な備品は椅子、机、棚等である。岩手県会計規則第189条に関する運用通知により、物品管理者は、備品の管理の状況を備品管理一覧表に記録するとともに、毎年度6月1日に備品現物との照合を行うこととなっている。

しかし、備品ごとの照合に関する証跡が残されていない。また、備品管理一覧表に記載されている物品番号が備品現物には記載されておらず、備品管理一覧表と備品現物との照合は困難な状況である。

備品管理一覧表を作成し、備品現物との照合を行うことは盗難や資産の流用の防止に有効なものであり、高価な備品も存在することから管理の徹底を図ることが必要である。

#### (3) 絵画について

図書館には絵画が保管されている。これは、平成18年の移設前から図書館に保管され、移設時にそのまま引き継がれたものである。この中には、県営の他の施設に貸出を行っているものもあり、一定の価値が認められるものである。しかし、供覧の用に付され、又は貸出しが行われている絵画は一部であり、多くは倉庫に保管されている。また、図書館の職員は絵画に関する価値や保管方法に関して熟知していると言えない。したがって、絵画について適切な方法で保管し、有効活用するためには県立美術館等の収集方針に合致する絵画は所管換えを实

ている。

#### (2) 物品の管理について

平成21年2月末までに備品管理票と現物の照合及び備品整理票のはり付けを完了済みである。

以後、毎年度現物との照合を行っている。

#### (3) 絵画について

備品管理一覧表と現物との照合を実施済みである。

以後、毎年度現物との照合を行っている。

備品台帳に登録されている絵画を有効利用するための館内での掲示を平成21年1月から行っている。

なお、県立美術館及び県立博物館と協議の上、一部所管換えを行った。

また、管理すべき資産を明確にするために平成21年2月末までに十進分類法による分類を完了した。

<p>施するなど、適正な保管や活用が望まれる。</p> <p>また、一定の価値が認められるにもかかわらず、貸出を行っている絵画が管理簿上、明らかにされておらず、どの絵画が図書館に保管され、又は貸出が行われているのか不明な状態である。さらに、備品管理一覧表で管理されているものと、別の管理簿で管理されているものがあった。加えて、当該絵画について定期的に管理簿と現物との照合は実施されていなかった。盗難や資産の流用を防止するために貸出を行っている絵画を管理簿上、明らかにし、定期的な実査が必要である。また、管理すべき資産を明確にするために、すべて、一元的な管理簿で管理を実施すべきである。</p>	
<p>3 岩手県立美術館</p> <p>実地たな卸しの実施及び県への報告について</p> <p>美術館の管理業務に関する基本協定書第18条第2号によれば、「指定管理者は備品台帳を備え、管理の状況を明らかにしておかなければならない」とされている。</p> <p>指定管理者は、備品のうち、美術品に関しては独自でデータベースを作成し管理している。一方、その他備品（事務備品等）に関しては平成18年4月1日の基本協定書締結時の管理物件一覧を入手しているのみであり、定期的なたな卸しも実施していない状況である。このような状況では備品の管理状況を明らかにしているとはいえない。</p> <p>備品の取得又は処分があった場合には管理物件一覧表を適宜更新し、管理シール等で備品を管理して、少なくとも年に1度は管理物件一覧表と現物の照合を実施して備品の管理を徹底すべきである。</p>	<p>3 岩手県立美術館</p> <p>実地たな卸しの実施及び県への報告について</p> <p>平成20年12月に備品管理一覧表と現物の照合を実施済みである。</p> <p>以後、毎年度現物との照合を行っている。</p>
<p>4 岩手県立博物館</p> <p>(1) 視聴覚機器保守点検業務について</p> <p>指定管理者である財団法人岩手県文化振興事業団は視覚機器保守点検業務についてP社に委託している。その内容は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務内容：視聴覚機器保守点検業務</li> <li>・ 契約金額：3,203千円（税込）</li> </ul> <p>同社は視聴覚機器保守点検業務の一部についてQ社、R社及びS社へ再委託を実施している。同財団からの委託は、県への報告義務が協定書に明記されており、年度ごとに報告が行われているが、委託業者からの再委託に関しては、県への報告は行われていない。</p> <p>委託業者からの再委託についても、同財団からの委託に含まれるものと考えられ、同財団は当該再委託につい</p>	<p>4 岩手県立博物館</p> <p>(1) 視聴覚機器保守点検業務について</p> <p>平成21年度から委託業者からの再委託についても県への報告を行っている。</p>

ても県へ報告を行う必要がある。

(2) 設備管理業務委託について

指定管理者である財団法人岩手県文化振興事業団は業務についてJ社に委託している。その内容は次のとおりである。

- ・ 業務内容：設備関係機器の運転、保守管理業務
- ・ 契約金額：80,640千円（税込）

同財団の会計規定によれば「指定管理業務の契約で提案内容を確実に履行するため、特に必要な業者と契約をするときは、随意契約することができる」とされている。当該契約についてはこれに該当するものとされ、随意契約によっており、その相手先としてJ社を選定している。同社の選定理由として「入館者の安全の確保、収蔵資料の管理及び施設の管理に万全を期するためには、業務遂行上損害を生じた場合の賠償能力を備え、かつ開館から25年経ち老朽化した当館の施設を熟知しており、実績を有する業者を選定する必要がある。」ことを挙げている。しかし、指定管理者制度導入前においては競争入札により同社以外の業者に業務を委託していた経緯もあることから、J社のみが業務を遂行する能力がある業者であるとは言い難い。当該規定を適用して随意契約による場合には、他の業者にも遂行可能な業務であるか否かについて慎重に検討することが必要である。

(2) 設備管理業務委託について

平成21年3月以降の契約については、指名競争入札を行っている。

5 岩手県民会館

(1) 財産管理について

ア 実査の実施

指定管理業務に関する基本協定書第4条2項において「善良なる管理者の注意をもって管理物件を管理しなければならない。」と規定されている。しかし、指定管理者は、物品の実査を網羅的には実施しておらず、料金を徴収して利用者を使用させる物品のみ実査を行っている。

指定管理者の管理している固有資産は数も多く、管理シール等がないため、実査を実施するのにかなりの手数を要すると考えられる。そのため、一時に実査を行うのは現状困難である。管理すべき資産には物品番号、物品名、所在地等を記入した管理シールを貼り付けるなどして、実査を容易に実施できるようにし、最低限年度に一度は台帳と現物の照合を実施すべきである。

イ 指定管理業務に関する基本協定書に規定されてい

5 岩手県民会館

(1) 財産管理について

ア 実査の実施

平成21年1月までに備品管理一覧表と現物の照合を実施済みである。

以後、毎年度現物との照合を行っている。

イ 指定管理業務に関する基本協定書に規定されてい

## 管理物品の実在性

指定管理業務に関する基本協定書第4条1項及び別記1において、県民会館の管理業務に係る管理物件が列挙されている。

この物件について、県民会館への往査日に任意にサンプルを18件抽出し、現物との突合を行ったところ、特に美術品について現物の確認ができなかったため、他の美術品についても現物の実在性をより詳細に調査したところ、基本協定書に列挙されている49件の美術品のうち、展示が確認できたものが1件のみ、県民会館での所在を確認できなかったが、他の施設に存在するとの回答を得たものが5件、所在が不明となっているものが43件との結果になった。

このように、基本協定書において管理物件として記載されているものが、県民会館に存在していないことで、物件管理責任が曖昧となっている。

したがって、基本協定書に記載されている管理物件の実在性については、協定書締結時に詳細に検討する必要がある。

また、現時点で存在が不明な物品については、直ちに所在を確認するとともに、それでもなお所在の分からない物品で、指定管理者に所在不明の原因があるものについては、県から指定管理者へ弁償を求める必要がある。

### ウ 収蔵庫に収蔵されている美術品について

管理物件に含まれる美術品の中には、展示が行われず、県民会館の地下収蔵庫に収蔵されているものがあり、当該管理物件の取得価額は70万円である。

美術品に限ったことではないが、管理物件は県の財産であり、県民の財産である。これを収蔵庫に収蔵しておくことは、県民の財産を有効に活用していないことになる。

美術品については、県民会館での展示品の入替えや、他の県有施設への所管換えなど、有効に活用することが必要であると考えられる。

### (2) 清掃業務委託について

指定管理者である財団法人岩手県文化振興事業団は清掃業務についてJ社に委託している。その内容は次のとおりである。

- ・ 業務内容：日常清掃、定期清掃
- ・ 契約金額：51,219千円（税込）、17,191千円（単

## 管理物品の実在性

平成21年1月までに備品管理一覧表と現物の照合を実施済みである。

なお、廃棄手続きの必要な備品についても手続きを実施済みである。

### ウ 収蔵庫に収蔵されている美術品について

平成21年3月に未展示物の展示を実施済みである。

なお、県立美術館と協議の上、一部所管換えを行った。

### (2) 清掃業務委託について

平成21年度から委託業者からの再委託についても県への報告を行っている。

年)

清掃業務のうち、一般廃棄物収集運搬処分業務は同社からU社へ再委託している。同財団からの委託は、県への報告義務が基本協定書に明記されており、年度ごとに報告が行われているが、委託業者から再委託業者への委託に関しては、県への報告は行われていない。

委託業者からの再委託に関する報告は、事業団からの委託に含まれるものと考えべきであり、報告を行う必要がある。

(3) 防災設備保守業務委託について

指定管理者である財団法人岩手県文化振興事業団は防災設備保守業務についてV社に委託している。その内容は次のとおりである。

- ・ 業務内容：消火設備保守業務、救助袋設備保守業務、防災設備保守業務
- ・ 契約金額：10,710千円（税込）

防災設備保守業務のうち、スプリンクラー設備、泡消火設備、炭酸ガス消火設備及び消火器具の設備保守業務は同社からW社へ、垂直式救助袋及び緩降機の設備保守業務は同社からX社へ再委託している。同財団からの委託は、県への報告義務が基本協定書に明記されており、年度ごとに報告が行われているが、委託業者から再委託業者への委託に関しては、県への報告は行われていない。

委託業者からの再委託に関する報告は、同財団からの委託に含まれるものと考えべきであり、報告を行う必要がある。

(3) 防災設備保守業務委託について

平成21年度から委託業者からの再委託についても県への報告を行っている。

6 岩手県営体育館

(1) 給排水設備保守点検業務について

指定管理者である財団法人岩手県スポーツ振興事業団は給排水設備保守点検業務についてY社に委託している。その内容は次のとおりである。

- ・ 業務内容：受水槽から蛇口までの給排水設備の保守点検、貯水槽の清掃、水質検査
- ・ 契約金額：1,501千円（税込）

当該契約については「一般競争入札に付した場合、不信用不誠実なものが入札に参加するおそれがあり、また、契約上の義務違反があった場合、業務上著しく支障をきたすおそれがある。」ことから随意契約によっている。またその相手先としてY社を選定している理由として「県の委託契約入札参加資格者で、県営体育施設の給

6 岩手県営体育館

(1) 給排水設備保守点検業務について

平成21年度の契約から複数業者より見積書を徴して業者を決定している。

排水管経路に精通し、業務内容を完全に履行できる業者であり、また、過去の履行状況も良好であること。」を挙げている。

しかし、施設が整備されてからかなり経年しているとはいえ、給排水管経路に関する図面も残っていることから、特定の業者でなければ実施できない業務であるとはいえないものと考えられる。今後は競争入札によって委託業者を決定することが必要である。

## (2) 実地たな卸しの実施及び県への報告について

体育館の管理業務に関する基本協定書第16条第2号によれば、「指定管理者は備品台帳を備え、管理の状況を明らかにしておかなければならない」とされている。

しかし、指定管理者は基本協定書締結時の備品管理一覧表を入手しているのみである。また、往査日である平成20年7月7日に管理備品の一部の実査を実施したところ、当該備品を特定できないもの等があった。

その他、倉庫に保管されているテニス用審判台及び館内保管の天井照明取替用機械に関しては、備品管理一覧表に記載がなかった。さらに、多くの備品について管理シール等がないため備品管理一覧表と現物を照合するのに手数を要した。

以上のことから、定期的な備品の棚卸しは実施できておらず、備品の管理状況を明らかにしているとはいえない。

備品の取得及び処分に応じて適宜備品管理一覧表の更新を行い、管理シール等で備品を管理したうえで備品管理一覧表と現物の照合を少なくとも年に一度実施し、備品の管理を徹底すべきである。

また、本来体育館にあるべきプリンターが花巻ゴルフ場に貸出された経緯は、花巻ゴルフ場においてプリンターが不足しているとのことから、体育館で管理しているプリンターを県の許可等を得ることなく一時的に貸し出すに至ったとのことである。

体育館の管理運営に関する基本協定書第3条第3項により、「管理物件を管理運営目的以外に使用してはならない。ただし、県の承認を得た場合はこの限りではない。」と定められている。体育館にあるべきプリンターを他施設へ貸し出すことは管理運営目的以外の使用であるため、県の承認を得る必要がある。しかし県の承認を得ず、貸し出したことの報告も行っていないことから、必要な手続きを実施していないことが判明した。他

## (2) 実地たな卸しの実施及び県への報告について

平成21年8月に備品管理票と現物の照合及び備品整理票のはり付けを完了済みである。

以後、毎年度現物との照合を行っている。

また、花巻ゴルフ場へ貸出ししていたプリンターについては、返却済みである。

<p>施設への貸出は、県の承認の得たうえで実施すべきである。</p>	
<p>7 県営武道館 備品管理について</p> <p>指定管理者である財団法人岩手県スポーツ振興事業団は武道館の管理運営に関する基本協定書（以下、「基本協定書」という）第3条の規定に基づき県所有の備品の管理を行っている。当該備品は基本協定書の備品管理一覧表に分類、物品番号、規格、数量等が明記されている。</p> <p>当該備品の適切な管理のためには備品管理一覧表と現物との対応関係が明確になっている必要がある。しかし、現物には物品番号を付した管理シールが貼付されていないことから現物の特定が困難であった。さらに、現物があるがリストには記載のない備品（テレビ等）が存在した。</p> <p>また、備品管理一覧表上、払出場所（設置場所）がすべて武道館との記載になっている。武道館は大道場、柔道場、剣道場、弓道場、相撲場等があり、具体的設置場所の記載がないことが現物確認を困難にさせている。</p> <p>再度、備品についてたな卸しを実施し、県と指定管理者との双方の確認のうえで、具体的設置場所を明記した備品管理一覧表を作成し直すとともに、現物には管理シールを貼付し、今後適切に備品を管理していくことが必要である。</p>	<p>7 県営武道館 備品管理について</p> <p>平成21年8月に備品管理票と現物の照合及び備品整理票のはり付けを完了済みである。</p> <p>以後、毎年度現物との照合を行っている。</p>
<p>8 岩手県営運動公園</p> <p>(1) 給排水設備保守点検業務について</p> <p>指定管理者である財団法人岩手県スポーツ振興事業団は給排水設備保守点検業務についてY社に委託している。その内容は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務内容：受水槽から蛇口までの給排水設備の保守点検、貯水槽の清掃、水質検査</li> <li>・ 契約金額：1,501千円（税込）</li> </ul> <p>当該契約については「一般競争入札に付した場合、不信用不誠実なものが入札に参加する恐れがあり、また、契約上の義務違反があった場合、業務上著しく支障をきたす恐れがある。」ことから随意契約によっており、またその相手先としてY社を選定している理由として「県の委託契約入札参加資格者で、県営体育施設の給排水管経路に精通し、業務内容を完全に履行できる業者であり、また、過去の履行状況も良好であること」を挙げている。</p> <p>しかし、施設が整備されてからかなり経年していると</p>	<p>8 岩手県営運動公園</p> <p>(1) 給排水設備保守点検業務について</p> <p>平成21年度の契約から複数業者より見積書を徴して業者を決定している。</p>

はいえ給排水管経路に関する図面も残っていることから特定の業者でなければ実施できない業務であるとはいえないものとする。今後は競争入札によることが必要である。

(2) 物品の管理不備について

指定管理業務に関する基本協定書により、指定管理者である財団法人岩手県スポーツ振興事業団は県に帰属する物品について、適切に管理する責任を有している。しかし、同財団は指定管理者基本協定書締結時において、物品の実査を行ったのみで、その後、定期的な実査を行っていない。

また、当運動公園への往査日において、指定管理者基本協定書に添付されている備品管理一覧表から任意に19件のサンプルを抽出し現物確認を実施した結果、現物と備品管理一覧表との数量に相違があったものが3件であった。さらに、現品を特定することができなかったものが1件あった。また、備品管理一覧表は指定管理者基本協定書を締結した平成18年3月時点における備品のみを記載したものであるが、それ以後の増減については反映されていない。これらのことから、備品管理を行うに当たって、備品管理一覧表が管理台帳として機能しているとは言い難い。

物品が固有資産であることにかんがみれば、現物の状況把握、網羅的な管理台帳の作成は、資産管理上非常に重要であり、より厳格な管理が求められるものである。管理すべき資産を網羅した管理台帳が存在していない現状を考えると、早急に物品の一斉確認を実施し、管理台帳を作成の上、その後定期的に現物の確認及びそれに伴う備品管理台帳の更新を実施していくべきである。

また、指定管理者基本協定書には、物品の実査を行うべきとの条項がない。物品の定期的な実査を行うのは、「善良なる管理者の注意を持って管理しなければならない」との規定から当然のことであるが、改めて基本協定書に記載を行い、業務の明確化を図るべきである。

(2) 物品の管理不備について

平成21年8月に備品管理票と現物の照合及び備品整理票のはり付けを完了済みである。

以後、毎年度現物との照合を行っている。